

戸籍の氏名の振り仮名記載に係る通知書の発送及び特設会場の設置について

■概要

戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 48 号）が令和 7 年 5 月 26 日に施行され、戸籍の氏名に振り仮名が記載されることとなりました。

本市に本籍がある方を対象に、振り仮名の確認のための通知書を発送します。また、通知発送後に多数の問合せ等が予想されます。受付待ち時間の短縮や電話混雑を回避し、市民にスムーズに手続してもらえよう、特設会場を設置します。

■内容

○戸籍に記載される振り仮名の通知書の発送

◇通知発送日 令和 7 年 8 月 21 日（木）

◇予定発送数 約 55,000 通

○通知書に記載した氏名の振り仮名の確認及び届出の流れ

◇通知書に記載した戸籍に記載される予定の振り仮名の確認

【振り仮名が正しい場合】

⇒届出は不要です。令和 8 年 5 月 26 日以降に、通知した振り仮名を戸籍に順次記載します。※早期に戸籍証明書や住民票の写しに振り仮名を記載する必要がある場合は、届出する必要があります。

【振り仮名が誤っている場合】

⇒正しい振り仮名の届出が必要です。

◇届出方法

(1)マイナポータルによる届出【推奨】

自宅や御都合のよい場所・時間にオンラインで手続できます。

（参考）本市のマイナンバーカード保有率 82.2%（令和 7 年 7 月末現在）

(2)窓口での届出（本籍地、住所地及び最寄りの市区町村窓口で手続できます。）

(3)郵送による届出

◇届出期限 令和 8 年 5 月 25 日

○特設会場の設置

マイナポータルでの手続に不安のある方や通知書に関する問合せに対応するため、特設会場を設置します。

◇設置箇所 本庁舎 101 会議室（受付窓口、コールセンター（電話 3 回線））

電話番号：0287-62-1330

◇設置期間 令和 7 年 8 月 25 日（月）～10 月 31 日（金）（土日祝日を除く）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

法務省

<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>



問い合わせ先

市民生活部市民課

課長 村松 隆

電話 0287-62-7131



重 要

親 展

管理番号:012345678912345

0 0 0 - 0 0 0 0

栃木県那須塩原市〇〇X-XX-XX

那須塩原 太郎 様



#01-00000

必ず開封してください

戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ

この通知に関してご不明な点がございましたら、法務省ホームページ及び那須塩原市ホームページをご確認ください。那須塩原市までお問い合わせされる際には、右上の管理番号をお知らせください。

(法務省HP)



(那須塩原市HP)



那須塩原市役所 市民課

〒325-8501 栃木県那須塩原市共壘社108-2

② 両側開きタイプのハガキです。①②両側をゆっくりはがしてください。雨等により濡れている場合は十分に乾かしてからはがしてください。

令和7年8月21日

戸籍に記載される振り仮名の通知書

那須塩原市長

(公印省略)

戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。

記載されている振り仮名が正しい場合は、届出は不要です。

令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本 籍	栃木県那須塩原市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
-----	--------------------

【氏の振り仮名】

氏	那須塩原
振り仮名	ナスシオバラ
氏の振り仮名の届出が可能な方	那須塩原 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

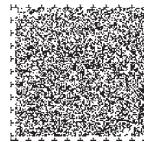
①	名	太郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ
名の振り仮名の届出が可能な方		ご本人のものを各自届け出てください。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

※令和7年5月26日現在のデータにより作成しています。

※同じ住所の方4人まで表示されます。

5人目からは別の通知になります。

右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。(「Uni-Voiceアプリ」/「Uni-Voice Blindアプリ」)



振り仮名の届出の方法について

振り仮名の届出は、マイナポータルを利用してご自宅などご都合の良い場所からオンラインで手続きができますので、ぜひご利用ください。

【準備・確認しておくもの】

- ✓スマートフォン・届出者のマイナンバーカード
- ✓利用者証明用電子証明書パスワード(数字4桁)
- ✓券面事項入力補助用パスワード(数字4桁)
- ✓署名用電子証明書用パスワード(英数字6～16文字)
- ✓住所及び市区町村からの連絡用としてメールアドレス・電話番号

ログインはこちら



①ログイン

左の二次元バーコードをスマートフォンに備えられたカメラ機能等で読み込み、マイナポータルにログインします。



②申請

画面の案内に沿って、①本人情報の読み取り、②戸籍情報の確認、③届出対象の選択を行います。



③フリガナの確認・届出対象の選択

表示されているフリガナが正しい場合には「フリガナの確認を終了する」を選択して完了です。
認識と違っている場合は、その氏や名を選択して届出をはじめてください。

マイナポータルからの届出方法は、右の二次元バーコードから動画で確認できます。

【マイナンバー総合フリーダイヤル】

電話番号：0120-95-0178



矢印の方向へゆっくりはがしてください。
雨等により濡れている場合は十分に乾かしてからはがしてください。

マイナポータルでの手続きができない場合は、郵送や最寄りの市区町村の戸籍窓口でも届出ができます。

●最寄りの市区町村で届出する方法

お住まいの市区町村や本籍地の市区町村に限らず、最寄りの市区町村の窓口で届出をしていただくことが可能です。届出に必要なものについては、届出予定の市区町村にお問い合わせください。

●那須塩原市の窓口で届出する方法

受付場所：那須塩原市役所 市民課 特設会場(本庁舎 101 会議室)
(令和7年10月31日まで)

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
※令和7年11月1日以降は那須塩原市役所市民課、各庁舎及び
第1出張所の戸籍の窓口で受け付けます。
詳しくは市のホームページをご覧ください。

●郵送で届出する方法

那須塩原市のホームページからダウンロードした届書を A4 サイズで印刷し、必要事項を記入の上、下記までお送りください。(郵送費用はお客様のご負担となりますので、ご了承ください。)

【郵送先】〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社 108-2
那須塩原市役所 市民課

**この通知に記載の振り仮名に誤りがない場合、
届出の必要はありません。**

戸籍に記載された振り仮名は、住民票にも順次記載されます。また、令和8年6月頃から、マイナンバーカードにも振り仮名を記載することができるようになる予定です。

制度・届出に関するお問い合わせ

【法務省振り仮名コールセンター(令和8年5月26日まで)】

電話番号：0570-05-0310

受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

この通知に関するお問い合わせ

【那須塩原市振り仮名コールセンター(令和7年10月31日まで)】

電話番号：0287-62-1330

受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

よくあるお問い合わせ

Q 届出をしなくても問題ないですか。

A 通知された振り仮名が正しい場合には、届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、通知された振り仮名がそのまま戸籍に記載されますので、ご安心ください。

Q 私の名前は「京子」ですが、この通知には「キョウコ」と記載されていました。「キョウコ」と届出をする必要はありますか。

A 正しい振り仮名は小さい「ヤ」、「ユ」、「ヨ」、「ツ」であるにもかかわらず、通知に大きいカタカナで記載されている場合は、正しい振り仮名で届出をするようお願いします。

Q 通知された振り仮名は現在使用している振り仮名ですが、これと異なる振り仮名で届出をするとうなりますか。

A 一定の要件を満たせば、通知された振り仮名と異なる届出も可能ですが、他の行政手続(旅券、年金など)で登録している振り仮名である場合、異なる振り仮名で届出することにより、他の行政手続で登録している振り仮名の変更手続や年金受取口座・公金受取口座の名義変更が必要になりますのでご注意ください。

Q 宛名面に記載している市区町村が遠いのですが、どのように届出をすることができますか。

A マイナポータルからのオンライン届出をご活用ください。なお、那須塩原市宛に郵送で届出をすることができるほか、お住まいの市区町村の窓口で届出をすることもできます。